

令和 7 年度第 1 回

福島県原子力発電所の廃炉に関する

安全監視協議会労働者安全衛生対策部会

日 時：令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：県庁北庁舎 2 階 プレスルーム

1. 開 会

○ 事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を開催いたします。

2. 挨 拶

○ 事務局

開会に当たりまして、当部会長である福島県危機管理部次長の濱津より挨拶申し上げます。

○ 濱津次長

皆さん、こんにちは。今年度の県の組織改正により新たに設置された危機管理部原子力安全担当次長に就任いたしました濱津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、専門委員の皆様をはじめ関係の皆様には、お忙しい中御出席いただき感謝申し上げます。

本日の会議ですが、1つ目の議題であります労働環境改善の取組につきましては、福島第一原発の労働環境改善スケジュールや、福島第一、第二原発における現場の声を取り入れた職場環境改善の取組などについて説明を受けます。2つ目は、定例的な報告ですが、人身災害の発生状況と、それらを踏まえた安全活動計画について、3つ目は、作業従事者の被ばく状況や、被ばく線量管理の概要などについての説明となります。最後の議題は、放射線防護上の不適合事例とその対策に関する説明となりますが、専門委員、市町村の皆様におかれましては、それぞれのお立場から御確認いただき、御意見をくださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局

ありがとうございました。

なお、本日出席の予定でした中村晋専門委員におかれましては、急遽御欠席の連絡をいただいておりますので、御承知おきください。

それでは、議事に移りたいと思います。当部会長である濱津次長が議事を進行します。よろしく申し上げます。

3. 議 事

- (1) 労働環境改善の取組について
- (2) 人身災害発生状況及び安全活動計画について
- (3) 従事者の被ばく線量の全体概況及び被ばく線量管理状況について
- (4) 放射線防護上の不適合事例とその対策について

○ 議長

それでは、議事に入ります。

議題（１）労働環境改善の取組について、東京電力から15分程度で説明をお願いいたします。
よろしくお願いします。

○ 東京電力

東京電力本社にて労働環境改善を担当しております鈴木です。

それでは、議題（１）労働環境改善の取組について、まずは労働環境改善スケジュールの前回から変更があった部分を御説明いたします。

資料１－１の労働環境改善スケジュールを御確認ください。

工程表の前回からの変更点は２点あります。

１点目です。２項目目のヒューマンエラー発生防止についてです。赤字で表記しておりますが、2024年度４Ｑにおける不適合・ヒューマンエラー・災害の振り返りを５月15日の安全衛生推進協議会で説明いたしましたので、線表に新規追加しております。こちらについては、この後御説明させていただきます。

続いて、２点目です。３項目目の重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握です。こちらは、熱中症の予防対策の実施ということで、４月から10月に線表に追加しております。

スケジュールの変更点は以上となります。

続きまして、2024年度４Ｑにおける不適合・ヒューマンエラー・災害の振り返りについて御説明させていただきます。

資料は１－１（参考）を御確認いただければと思います。

資料右下、１ページになります。（2024年度の）主な災害（発生）状況の振り返りを記載しております。

不適合全体です。昨年度に続いて今年度、2024年度も減少傾向で、設備の不具合は減少いた

しましたが、品質に関わる不適合やヒューマンエラーは減少しておりません。

また、災害発生状況は昨年度並みであり、減少しておりません。作業点検や教育などの取組によって、事前のリスク抽出、対策不足による事象は減少しましたが、現場での安全意識や行動、振る舞いの問題による不適合や災害は発生しております。

では、2 ページ目、お願いいたします。

現場での安全や品質を意識した振る舞い（行動）に弱さがあるということで、リスクに対する防護措置の確認・改善や作業関係者との対話を通じて、何かあったら立ち止まることの重要性を繰り返し訴え、振る舞い（行動）を向上させていきたいと考えております。

作業関係者全員で当日のTBM-KYや前日のアフターKYなどで気づきを共有する、作業点検等で抽出したリスクは具体的に手順書へ落とし込む、当社や協力企業が作業準備、実施段階での作業関係者の振る舞いを確認し、安全意識、行動に改善すべき点があれば指導するなど実施してまいります。

続いて、3 ページです。

こちらは、協力企業CR活動についての御紹介となります。

当社、協力企業の方々一丸となって、現場の危険の芽や異常兆候を発見・報告して、安全衛生、作業安全、品質向上に向けて継続的に改善を行うといった活動となっております。

昨年3月より、現場の気づきなどを協力企業の方々から直接メールで報告いただく活動を行っております。また、当社主管グループを通じてCRを起票する場合があります。

2024年3月から2025年3月までの期間で、左下の円グラフにあるように、不安全箇所や工事要望など様々な現場での気づきが寄せられております。

また、良好事例も寄せられておりまして、右下に一例がありますが、このような形で安全衛生推進協議会にて各企業様へ御紹介しております。

続いて、4 ページです。こちらは4月中旬から5月末にかけて実施した安全行動実践キャンペーンの御紹介、それから5 ページは、ヒューマンパフォーマンスツールの活用ということで、こちらについては前回御説明させていただいておりますので、今回は説明を割愛させていただきたいと思います。

私からの御説明は以上です。

○ 東京電力

では、続きまして、右上の資料1-2（1）エコ委委員会の取組状況について、御説明させ

ていただきたいと思います。

では、ページをめくっていただきまして、右上1ページになります。

こちら概要になりますが、目的です。福島第一で働く作業員の皆様が、日頃感じていらっしゃる事、それからお気づきいただいているようなことを御意見、御要望いただきまして、迅速かつ誠実に事実確認や対策の検討を行いまして、是正、改善に努めて、作業員の皆様が働きやすい職場環境をつくることを目的に設置しております。

いただきます御意見、御要望につきましては、作業員さんのタイミングで、いつでも御投稿いただけるように、エコーBOX、それから電子メールに加えて、電話での御投稿をいただけるような形で準備をしております。

御意見の適用範囲ですが、作業現場、それから職場における環境改善、加えまして設備改善並びにマナーやモラル、それからルールに関する御指摘、気づきということではいただいております。また、加えてお褒めですとか感謝などの良好事例なども御意見としていただいているところです。

なお、個人を特定した誹謗中傷は対象としておりません。

投書方法、回収頻度になりますが、エコーBOXの投書はいつでも受け付けており、月2回程度の頻度で回収しております。また、電子メール、電話では適宜対応している状況になります。

御意見の回答につきましては、エコー委員会で審議しまして、その結果をイントラへ掲載、また現場に書面で掲示している状況です。

続きまして、右上2ページになります。エコーBOXの設置場所になります。できるだけ作業員さんが投書しやすい場所に設置しておりまして、赤いところがエコーBOXの設置場所になります。入退域管理棟、それから協力企業の皆様が詰めております建屋の入口に設置している状況でして、回答につきましても同じ場所に掲示しています。

続きまして、右上3ページになります。相談を受けてから回答、対応までの流れになります。

エコーBOX、それから電子メール、お電話でいただいた御意見につきましては、回収しまして、所管に事実確認、対策の検討を依頼しているところです。また、その後の対策につきましては委員会で協議をしまして、回答という形になりますが、対策実施、是正につきましては、事実確認した上で対策の検討、それから協議のタイミングで速やかに進められるものにつきましては速やかに対応しているという状況です。

続きまして、右上4ページになります。御意見の状況です。

2024年度の状況になります。177件の御意見をいただいております。多くいただいた御意見は、1つ目がマナー、モラルに関する御意見、続いてルール、指摘に関する御意見、続きまして修理依頼に関するものという形でいただいている状況です。

続きまして、右上の5ページです。対応例になります。

休憩所の共用スペースの利用に関するマナーへの御意見、それから駐車スペース以外への車両駐車に関する御意見、または休憩所の空調の一部停止に関する修理の御意見などをいただいております、それについて御回答している状況です。1Fからは以上になります。

○ 東京電力

それでは、続きまして、福島第二から資料1-2(2)福島第二原子力発電所パートナーシップ会議での取組について、御説明させていただきたいと思います。

次のスライドになります。

まず、目的になりますが、平成14年に発生した原子力発電設備データ改ざんの再発防止策（協力企業の意見を吸い上げる仕組みのさらなる改善（しない風土））として、平成16年5月にパートナーシップ会議を開始しております。

福島第二原子力発電所で働く方々からいただいた御意見等に対し、迅速、誠実、確実に回答するため、当社と協力企業が共に考える場としての会議体を設置し、協力企業とのコミュニケーションを重ねることにより、不祥事の未然防止を図るということを目的としております。

続いて、概要です。

協力企業からいただいた御意見を東京電力が確認し、月1回のパートナーシップ会議で回答するという事になっています。回答につきましてはシステムで、こちらは回答掲示板ですが、一元管理をしております、社員及び協力企業へ情報提供することにしております。

御意見につきましては以下の方法で抽出をしております。4つありまして、まず1つ目が、東京電力と協力企業が情報共有するホームページへの投書、2つ目として、原子力企業協議会の事務局を介していただいた御意見、それから3つ目として、パートナーシップ会議中にいただいた御意見、4つ目として御意見箱への投書ということで、3か所ほど御意見箱を設置して投書をいただいているという形になっております。

続いて、2024年度に協力企業からいただいた御意見ということで、こちらにつきましては合計44件いただいております、全て対応完了しております。内訳としましては、まず1つ目のホームページへの投書が2件、続いて原子力企業協議会の事務局を介していただいた御意見が1件、

パートナーシップ会議においていただいた御意見が32件、御意見箱への投書が9件という割合となっております。

そのうち2024年度にいただいた労働安全・作業安全に関する御意見につきましては、合計9件ありました。次のスライドに代表例を載せています。

まず1つ目が、空調の起動の要望について、熱中症を防止するため、空調の起動を早くしてほしいという御意見に対して対応しているところがまず1つ目です。2つ目については、緊急避難場所となっている場所の雑草の繁茂ということで、ここのルートに雑草が繁茂しているということで、雑草の除草で対応した実績があります。代表例としては以上です。

福島第二からは、簡単ですが以上となります。

○ 東京電力

続きまして、福島第一原子力発電所における労災隠し未然防止のための取組について、福島第一より、資料1－3にて御説明をいたします。

右上、1スライド目を御確認ください。

1つ目の取組としましては、福島第一原子力発電所で発生した事案の共有ということで、こちらは前回の10月の部会でも御紹介しましたが、残念ながら2024年7月18日に発生してしまった書類送検事案の内容について、7月25日の安全推進協議会にて、事案の内容、その原因と対策について共有し、特に傷病報告書をなぜ提出しなかったのかというところの原因と再発防止を中心に確認をし合いました。

2つ目の四角になりますが、2つ目の事案としまして、書類送検事案、送検日2025年3月14日に送検となった事案の2022年6月14日に1Fの構内で発生した労働災害につきまして、2025年3月13日の安全衛生推進協議会で、災害発生の状況、原因、その再発防止対策、こちらも傷病報告をなぜ提出しなかったのかというところを中心に内容を確認し合って、再発防止対策の確認活動を実施いたしました。

続きまして、2スライド目を御覧ください。

2つ目の項目としては、意識啓蒙活動になります。4つの四角がありますが、1つ目の四角です。労災隠し防止教育用のDVDの視聴ということで、先ほど事案の共有をした7月25日に合わせまして、このDVDにて、労災隠しは犯罪であるということを再認識できるような教育用ビデオを確認し合って、労災隠しが重大な犯罪であるんだということの再確認を取りました。

また、2つ目の四角ですが、福島県内で発生した労災隠し事案の共有を図りました。こちら

右上の5ページ、6ページに参考3がありますが、そちらが実施した資料になります。参考に御確認ください。

実際には、2025年2月13日の安全衛生推進協議会にて、福島労働局様で公表している令和6年の1年間で公表された労災隠し事案共有を3件したという状況です。

3つ目の四角になります。

続きましては、パートナー（元請企業）を中心とした朝礼へ1Fの幹部が参加させていただきまして、注意喚起を行ったということで、期間としましては2025年3月から4月の間にかけて、各パートナー企業様が毎月行っている全体朝礼にお邪魔させていただきまして、労災隠し防止について再度願する活動を展開しました。

最後に、福島第一作業安全ハンドブックの改訂と所員・作業員等への配布ということで、スライド7ページの参考4を御確認ください。ハンドブックの中に労災隠しを無くすということを作業員さんお一人お一人に伝えたいということで改訂しまして、1万2,700部発行し、お一人お一人に配布させていただきました。

特に、この参考の中ですと、1Fの中で怪我、体調不良があったら、まずはE Rに行ってくださいということ。また、帰宅後についても体調が悪い状態であれば、医療機関を受診してもらうとともに、受診した場合は元請企業並びに弊社に連絡してくださいと、この2つのポイントを中心に作業員さんをお願いしているという状況です。

資料1－3の報告につきましては以上です。

○ 議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。大越専門委員、お願いいたします。

○ 大越専門委員

大越です。どうも御説明ありがとうございます。

資料1－1（参考）の3ページのところで、CRの件でデータがパーセンテージで示されており、全体的な件数に関するデータが見当たらないので、まずその件数としてはトータルどのぐらい、この期間でCRが提出されているのかという情報を教えていただきたい。

また、このうちCRが出てきて、当然中身を検討されて、対応すべきものはされていると思

うのですが、その対応すべきものの割合と、既に対応が終わっている、あるいは対応が進行しているという、そのあたりの割合が分かれば教えていただきたいのが2点目。

3点目として、エコーBOXの御説明もあったのですが、CRで出すか、エコーBOXで出すか、安全性に関して二通りの出し方があるような形で説明があったかと思いますが、東電さんとしては、CRでもエコーBOXでもどちらでもいいというような形で作業員の方には周知、教育されているのでしょうかというのが3点目です。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○ 議長

では、回答をお願いいたします。

○ 東京電力

では、まず1つ目のCRの円グラフの件数についてです。トータルで2024年3月から2025年3月までで111件の現場での気づきが寄せられております。内訳としまして、協力企業様から直接このCRに御投稿をいただいたものが74件で、当社の主管グループを経由して御連絡いただいたものが37件という形になっております。

2つ目の御質問です。終了しているものと対応中のものの割合ですが、申し訳ございません。今手元に資料がないので、本日回答ができない形となっております。申し訳ございません。

3点目のCRとエコーBOX、どちらでもいいということについては、1Fの新妻マネージャーから御回答いただいてよろしいでしょうか。

○ 東京電力

企業CR、それからのエコーBOX、どちらでも投稿できまして、作業員さんが投稿しやすいほうを選んで御意見をいただいているところです。もしかしたら同じ内容でも両方に御意見をいただいていることもあるかと思います。

○ 大越専門委員

どうも御回答ありがとうございます。

2点目については、後日でもいいので情報をいただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目については、どちらでも良いというお話なのですが、出てきたものは東電さんとしては同じ場で議論するような形をとるなど、二度手間になっていないかとか、見落としがないかといったような、そういったことは確認されているのでしょうかというのを、すみませんが追加でお聞かせ願えればと思います。

○ 議長

回答をお願いいたします。

○ 東京電力

福島第一業務統括室の広瀬から御回答させていただきますが、こちらそれぞれの事務局で確認するというよりは、結果としてその対応を依頼される箇所と同一の箇所となってしまうので、そちらではどういった内容なのかというのは承知しておりますので、対応が重複するといったことにはつながらないと考えております。

○ 大越専門委員

ありがとうございました。分かりました。

○ 議長

それでは、2点目の質問の対応中のものと終了したものの割合につきましては、事務局を通じて回答させていただくということで対応したいと思います。

続きまして、兼本専門委員、お願いいたします。

○ 兼本専門委員

兼本です。

最初に簡単な質問なのですが、第一と第二でエコー委員会とパートナーシップ委員会という形で紹介いただいていた、内容は同じようなことだと感じたのですが、どうして名前が違うのでしょうかという質問を最初にさせていただきたいです。というのは、相互に、1Fと2Fでこういう安全に関する情報交換をしていると思うのですが、名前が違うということは中身も違うところがあるのかどうかというのが気になりましたので、それが1点です。

それから、2点目は、投稿のときの記名、無記名の話も確認させてください。無記名での投

稿だと思っていたのですが、そうじゃないのかどうかです。メールの場合は当然、社内メールでしょうから名前も分かるということで良いと思うのですが。

それから、3点目は知りたいことなのですが、色々な投稿をしてもらって対策をしていると思うのですが、その投稿された方ないしはその企業の満足度というのはどうやって評価しているのか。その3点を教えていただけますか。

○ 議長

それでは、順に回答をお願いいたします。

○ 東京電力

こちらについては、福島第一業務統括室の広瀬から御回答させていただきます。

それぞれの取組については、福島第一、福島第二、それぞれ自発的に発生した取組というところもありまして、特に制度や仕組みとして共通的に導入したというものではなくて、それぞれの発電所で、まずはこのところに取り組んでいくべきだろうというところに着目してスタートしたという認識です。

よって、スタートの時期や、名称も異なっておりますし、福島第一でいいますと、エコーBOXに関しては、どちらかというと作業員さんから直接御意見を上げていただくというところがメインになっており、福島第二でいいますとパートナーシップ会議というところは恐らく企業さんも入ってきてというようなことだと思いますので、企業さんを通じて御意見をいただくといったようなところで、アプローチが違っている部分もありまして、それは恐らくそれぞれのやりやすさというか、御意見のいただきやすさ、そういったところを考慮して進めさせていただいているのかなと考えております。

福島第一から補足しますと、エコーの仕組み以外でも、企業さんの代表者というか、そういった方々から御意見をいただくような場も別途も設ける等しておりますので、色々な階層で御意見いただけるように双方対応しております。福島第二においても、先ほどの説明にありましたとおり、パートナーシップ会議以外でもホームページへの投稿や、御意見箱への投書の他、直接御意見をいただけるような窓口（ルート）を設けており、そういった対応でやらせていただいていると認識しています、ということが1点目です。

2点目ですが、記名か無記名かということに関しては、福島第一に関しては、いずれも特に定めはありません。無記名でいただく場合もありますし、記名されている方もいらっしゃる

ので、その点は特に特定はしておりせん。

○ 東京電力

福島第二も同じです。

○ 東京電力

というのが2点目の御質問への御回答です。

3点目の御質問に関しては、記名でいただいても、その御本人のところに、投書とかなの場合ですとフィードバックはなかなか難しいので、先ほど新妻から説明がありましたとおり、イントラ（社内と協力企業さん、両方共有できているホームページ）への掲載、紙に打ち出して貼り出すといったような形で御回答させていただいています。

実際に回答させていただいた対応に御不満がある場合は、改めて投書いただくケースもありますので、そういった形で毎月毎月対応させていただく中で、リアクションをいただくことで、満足度の評価に代えているといったような状況かと思います。

○ 東京電力

福島第二も同様です。

○ 東京電力

すみません、適切な回答になっているかどうかなのですが、以上となります。

○ 兼本専門委員

ありがとうございます。

こういう活動は非常に大事だと思うのですが、せっかくそういう良い活動で大事な活動を第一、第二でそれぞれの事情で別々にやっているというのは残念なので、ぜひ東京電力の中の全体の同じ基準での活動として一般化してほしいと思います。それが一つです。

それから、フィードバックの件ですが、前回か前々回の会議で、色々なヒューマンエラーを無くすためには東京電力、それから元請、孫請の間の相互の交流、コミュニケーションが大事ですよという話を何度も聞いていると思うのですが、今の話を聞くと、やはり投稿とフィードバックはそれぞれ独立にあって、相互のコミュニケーションができているというイメージがや

はり少し弱いと思いますので、昔言っていた相互のコミュニケーションというやり方を少し考えていただきたいと思います。以上です。

○ 議長

第一原発、第二原発、それぞれのよい取組があると思いますので、お互いによりよい仕組みになるようにしていただければと思います。

続きまして、原専門委員、お願いいたします。

○ 原専門委員

原でございます。どうも御説明ありがとうございました。

資料で言うとエコ委のお話のところの4ページ目に、それぞれの意見の内容をグラフ化したものがあって、その他が17%で、ここは177件、200件ぐらいだから、30件ぐらいはここに入っていると思うのですが、このその他の中身が気になっていまして、その2ページか3ページ前ぐらいに、なお個人を特定した誹謗中傷は対象外としておりますという一文があって、その他の17%の中にそういうものが含まれていないのかなというのが心配なので、お尋ねしたいと思いました。

○ 議長

回答をお願いいたします。

○ 東京電力

その他の中に、そういった個人的な投稿をいただいている内容も含まれている状況です。

○ 原専門委員

個人的な誹謗中傷というのは、受ける側としてはそのように取られるのだと思うのですが、投稿する本人側としては非常な正義感を持って、これはぜひ東京電力に直接申し上げたいという強い気持ちを持って言っているわけなので、そういうものは内部告発的なきちんとしたルールに則って処理されるべきだと思います。その点を上手に捌かないと、なかなか企業との信頼関係というのは結ばれない。

例えば下請のトップにそれを知らせて何とか対応しろというようなことが一番の愚の骨頂で、

それをやるともっと悪いことになるということもあるので、そこをうまく捌いていただきたいと思うので、東電さんもその取扱いですね。ここを17%にポンと入れただけじゃなくて、どうしたら良いのだろうということを考えていただきたいと希望します。以上です。

○ 議長

何かコメントございますか、東京電力から。

○ 東京電力

御意見ありがとうございます。

そういったところの御意見につきましても、フォローした形でしっかりと対応させていただいている状況です。

また、その他の中には、そういった個人を特定する御意見だけではなくて、そこにまとめ切らない御意見もいただいているところがありますので、そういったところを含めてその他の中に入れさせていただいているところです。

○ 東京電力

すみません、業務統括室の広瀬です。今の回答はやや的を射ていないところがあって申し訳なかったです。その他というところに関しては、先ほど区分した項目に入っていないものも整理されているところがありまして、必ずしも個人を特定した誹謗中傷のようなものが集まっているというわけではありません。

また、個人を名指しして、ある方がこういう態度を取っている、こういうルール違反をしているといったところに関しては、しっかり事実関係確認をして是正していただくといった対処を当然のことながら取らせていただいております。

さすがにそういった事実関係をしたとしても怪しいのではないかといったお話ですとか、エコー委員会としてやや対応すべきでないものである場合は、別途違うルートで対応させていただくようなものもありますので、そういったものをもろもろ含めてその他と整理させていただいております。放置して看過しているといったようなことは当然ありませんので、そこは御安心いただければと考えております。

○ 原専門委員

分かりました。よろしくお願いします。

○ 議長

それでは、岡嶋専門委員、お願いします。

○ 岡嶋専門委員

ありがとうございます。岡嶋です。御説明どうもありがとうございました。

小さいことかもしれないのですが、二、三点、確認したいことがあります。

まずは、資料1－1（参考）です。タイトルが、安全・品質トピックスという形で書かれた資料になっていますが、まず簡単なほうから言いますと、安全行動実践キャンペーンをされたということなのですが、その中に4月中旬から5月末にかけて階段では手すりを使用すると書かれてあります。一方、括弧書きで、東電さんの社員は1月下旬から3月末に先行実施となっているのですが、逆に4月中旬から5月末の頃、社員さんはキャンペーンをやっていたらなかったのでしょうかというのが一つです。

○ 議長

回答をお願いいたします。

○ 東京電力

今の質問につきましては、1Fの労働安全・防火グループ、古見より御説明いたします。

こちらのキャンペーンの趣旨としましては、まずは当社の社員がしっかり安全行動ができるようにしたいという思いから、まずは協力企業さんをお願いする前に自分たちがきちんと行動ができるということを再確認する期間として先行させていただきました。

一方で、4月以降は当社の社員並びに福島第一原子力発電所で働く全ての皆様に対象を広げまして、社員も含めて活動を展開したと御理解いただけるとありがたいです。

○ 岡嶋専門委員

分かりました。そういう趣旨でないと、こういう安全というのは必ず綻んでしまうと思いますので、今の御趣旨で今後もやっていっていただきたいと思って、まず確認させていただきま

した。

同じくこの資料の2ページ目を見ていただきたいのですが、この資料は誰が誰に対して依頼するためのものになっているのでしょうか。例えばですが、具体的に言うと、一番上の第1パラグラフのところは訴えかけてくださいと書いているので、これはおそらく東京電力さんが作業の責任者に対して依頼するためのものなのかなと思いながら読んでいるのですが、それで良いのでしょうか。それから、2番目の丸のところでも、確認し指導するのは誰であって、だからそうすると東京電力さんが誰に対し、誰が確認し指導するかという、誰に対して依頼しているということなののでしょうか。

○ 東京電力

こちら福島第一原子力発電所の古見より御説明いたします。

こちらの資料は、先ほど説明した安全衛生推進協議会（主にパートナー企業様の所長が出席）を通じて、弊社より元請企業様のパートナー企業さんを通じて、各件名の最終的な工事担当者といった方々まで情報等を伝えていただいて、現場で実践できるようにしていただきたいというメッセージを込めて作った資料になります。以上です。

○ 岡嶋専門委員

そうすると、具体的に、2番目の丸などは、指導するというところは、各パートナー企業の長が何か指導することになるのですか。それとも、この作業グループの中のグループの一番偉い担当者、あるいは作業責任者なのかもしれないのですが、その方が指導するのですか。

○ 東京電力

引き続き、古見より御説明します。

作業準備実施段階で、作業関係者の振る舞いを確認し、安全意識、行動に改善すべき点があれば指導するという書きぶりになっていますが、こちらは実際には現場代理人の方ですとか、工事担当者、あとは弊社の中のマネージャーや工事監理員、いろいろな立場の方で、その工事件名の中で必要な責任者や担当者が自分の行動としてやるべきことをやっていただきたいと思って作った文書です。よって、マネージャーであれば工事担当者の振る舞いで改善すべき点があればこういうところをもう少し工事担当者に伝えたほうが良いのではないかと、作業員さんに伝えたら良いのではないかとという指導もありますし、工事監理員として、元請企業の工事

担当者さんと協議するときに、その工事担当者さんにこのようにしてほしいをお願いをするなど、その立場、立場の人たちの中で行動していただける範囲をやっていただきたいと考えているところです。

○ 岡嶋専門委員

今の御説明を、ぜひこの協力企業の長の人たちとの間での会合の中でこれが説明されたとしたら、その意図を十分に伝えていただけたらありがたいと思っているのです。ツールボックスミーティングとほとんど変わらないと思って僕はこれを読んだのですが、それからすると、そういう意図の説明がないと、昨年5月の安全総点検されたものもあったと思いますが、その事例、結果が反映されていないことになるかと危惧しますので、ぜひともそういう点を意図した形のものを十分に東京電力の社員さん、責任者となるのであればその人たち、あるいはパートナー企業の人たちに依頼するのであれば、委託した先の長となる人たちに浸透するようにしていただきたいと思います。それが一つです。

また、もう一つ質問があります。それは、資料1－3で労災隠し未然防止のための取組内容という形で御説明を受けたのですが、この2つはよくよく見ると事案発生から会議体として共有するまでに2年半ぐらいかかっておりますね。なぜこのように時間がかかったのかという点が気になったのですが、何か理由があったのでしょうか。

○ 東京電力

こちらも1Fの古見より御説明をします。

1つ目の事案につきましては2024年7月18日に送検をされた事象ですが、弊社が元請企業さんからこの事象があったという情報をいただいたのは日にちまでは今手元にデータがないのですが、2023年10月で、そのように半年前ぐらいに情報をいただいていたが、労働基準監督署の捜査等の邪魔にならないように公表等は控えさせていただきました。今回、公表になるということで、速やかに安全衛生推進協議会に共有しました。労働基準監督署に連絡が入った時期も、発生から1年少ししてからでして、過去の事案をそのぐらいの時間軸で弊社が知ったというようところです。

○ 岡嶋専門委員

なるほど。そうすると、再発防止のところではもっと速やかに連絡が入るような対策のこと

も含まれているのですか。

○ 東京電力

この再発防止対策につきましては、この公表を待つまでは安全推進協議会の中では共有できておりませんでした。労働基準監督署から情報を、パートナー企業の元請企業さんが知ってから、速やかに事象の状況を情報収集、ヒアリング等をして、速やかに原因と対策までは進めているところでした。それを他の企業様にお伝えしたのがこの日であると御理解をいただければと思います。

○ 岡嶋専門委員

分かりました。とはいえその労働災害が発生した事案から労基署に伝わるまでに1年以上かかっているところも問題かなという気もするのですが、その点も含めた形でやはり協力企業全体で共有化を図ることが必要かなと感じます。その件はそちらで御判断していただくことになるかと思いますが、できるだけそういった形で速やかに、こういう事例について情報共有を図っていくことが必要だと私は思いますので、ぜひとも御検討いただけたらと思います。

以上です。

○ 議長

そういった労災隠しが起こらないような対策を続けていただきたいと思います。

議題（１）についてはよろしいでしょうか。どうぞ。

○ 原子力規制庁

原子力規制庁福島事務所の佐藤です。質問をしていい立場がよくわきまえずに聞いてしまいましたが、今、専門委員からの質問に対して東京電力の回答を聞いていて、疑問が湧き起こったので質問します。

趣旨は、現場から上がってくる意見に対して、東京電力は責任ある者がしっかりと確認した上で回答しているのかということです。要は、今専門委員の方々とか、あるいは東京電力の説明の中には、エコー委員会に送られてくるエコーBOXの意見とか、CRとか、あるいは個人を特定した誹謗中傷という言い方の中には、いわゆる内部告発というのが、ややもすると紛れ込んでいることがあります。それらに対して、例えばエコーBOXとCRに対しては同じ部署

が対応しているから大丈夫ですというお答えだったのですが、そうではなくて、答えるべきは仕組みだと思うのです。いわゆるきちんとした責任ある人が、それらのエコー委員会で見ている、あるいはＣＲに対しても同じ責任ある人が見ているのか。あるいは、個人を特定する誹謗中傷というのは、それはそれで良いのかもしれませんが、その事実確認とかいうのは一歩間違えると内部告発になるようなものもあるので、すごく本当は慎重にやらずにやらないことだと思うのです。したがって、そのようなことに対しても組織的にはしかるべき対応をしているのかということ、端的に申し上げると、例えば福島第一の原子力発電所の中では、今言ったエコー委員会のメンバーの委員長は誰か、あるいはＣＲに対して最終決裁、最終判断をするのは誰なのか、あるいは個人を特定した誹謗中傷ということがあったときに、一体それが本当に誹謗中傷だからこれはもう除外して良いというようなことを決めるのは誰なのかとかいうようなことについての仕組みを、一体どういうルールに基づいてやっているのかということをお答えいただきたいのです。

もう一言だけ言わせていただくと、今日のこの会議の場に、１Ｆ、２Ｆ、いろいろな人たちが入り組んで入ってきているものだから、最終的にまとめて回答してくれる人が見当たらないようなところに私としては大丈夫なのかなという懸念を持っています。いわゆる「ちゃんとやっています。」というのは、それはそうでしょう。それはしっかりとこうやって資料にまとめているわけですから。ただ、問題は、ちゃんとやっているという前に、そういった仕組みがきちんと機能しているのですという、その仕組みの部分をまずはしっかり説明していただきたいというのが、質問に加えての私の意見、要望であります。以上です。

○ 議長

貴重な御質問ありがとうございました。まずは、１Ｆ、２Ｆとそれぞれお答えいただくことでよろしいでしょうか。

では、１Ｆの方からお願いいたします。

○ 東京電力

それでは、業務統括室の広瀬から御回答させていただきたいと思います。

すみません、そういった意味では、福島第一、福島第二と、それぞれから入ってしまっていて、取りまとめた対応ができておらず申し訳ございません。

まずは、御質問、御意見いただいているところへの御回答です。ＣＲを処理していく仕組み

というのは、当然制度として存在しております。これは不適合管理であるとか、未然の不適合以下の対応というところは、その仕組みに則って対応させていただいています。

エコー委員会に関しては、こちらの副所長以下で、あと各主要というか、関係部長のところ
で委員会を組んでおりまして、その中で審議を行って対応させていただいております。

誤解があるとなんですが、個人を特定した誹謗中傷というところに関して申し上げますと、
明らかに言いがかりみたいなものに関しては除外します。また、実際エコーとしては扱わない
ものの、私は福島第一の企業倫理担当をさせていただいておりますが、これは先ほどあった内
部告発のようなものであれば企業倫理のラインで対応するということで、私で引き取って対
応・処理させていただいておりますので、そういう内部告発等がうやむやになってしまうとか、
そういったことがないように、仕組みとして、制度として回しているという状況であるとお答
えさせていただければと思います。２Fさん、いかがでしょうか。

○ 東京電力

では、福島第二から。

福島第一さんと基本的には同じ体制でやらせていただいております。

まず、パートナーシップ会議につきましては、副所長が責任者となり、関係部長が出席した
会議体となっております。

続いて、ＣＲにつきましては、先ほどお話のとおりで、不適合管理に則りまして、福島第二
の場合ですと、廃止措置安全センター所長が責任者の下、関係部長が集まり協議をしている仕
組みとなっております。

誹謗中傷につきましては、これは企業倫理ということで、企業倫理の担当につきましては、
福島第二の場合には総務部長が対応させていただいております。以上です。

○ 原子力規制庁

もう時間の関係もありますから、また会議の後に改めて質問したいと思います。以上です。

○ 議長

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

議事（２）人身災害発生状況及び安全活動計画について、東京電力から15分程度で説明をお

願いたします。

○ 東京電力

資料 2 - 1 を御確認ください。

まず、福島第一原子力発電所における2024年度の人身災害発生状況及び2025年度の安全活動計画について御説明します。

右上 1 スライド目を説明いたしますが、2024年度の災害につきましては、2023年度と比較しまして 2 件増の 23 件となりました。2024年度の休業災害につきましては、2023年度と比較しまして 3 件増の 5 件となりました。2024年度の休業災害以上の度数率は 0.39 ということで、前年は 0.15 でおりましたが、全国の令和 5 年総合工事業の度数率 1.69 に比べて低い状況です。

次のスライドをお願いします。

こちらは災害の種別別発生状況です。円グラフの上が2024年度、下が2023年度になりますが、2024年度、青枠の中ですが、災害の種別と障害の程度は記載のとおりになっております。特に、傾向としましては、2 つ目の四角になりますが、挟まれ・巻込まれが 4 件から 6 件と 2 件増になったという状況ですが、転倒・つまずきにつきましては、前年度 8 件から 1 件ということで、7 件減という状況になりました。また、熱中症・脱水症の傾向としましては、前年度 7 件から 8 件ということで、ほぼ横ばいという状況です。

3 スライド目、願いたします。

こちらは熱中症以外の作業系の災害につきまして、件数の傾向を示す棒グラフになります。

2024年度につきましては15件ということで、重傷が 1 件、軽傷 I が 2 件、不休が 12 件となりました。2024年度の熱中症を除く災害は、前年度と比較しまして 1 件増という状況になっております。

続きまして、右上 4 スライド目になります。

こちらは熱中症災害の過去との変遷のグラフになっております。こちらは前回、2 月 19 日の部会でも御紹介をしていますので、記載の内容で確認していただきたいと思います。

5 スライド目に行きます。

2024年度の安全活動計画です。下の一覧表で記載の項目のうち、赤字が重点活動で、緑字が期中で追加した活動ということで、特に上には書きましたが、増設 A L P S の配管洗浄作業における身体汚染以降、電源 A 系の停止と負傷者の発生といった事象が連続して発生したために、期中に作業点検という名称でリスクアセスメントを強化する取組を展開しました。こちらは 10

月7日の部会で詳細の内容を御紹介している状況です。

では、6スライド目になります。

前回の部会ではもう少し詳しい資料まで御用意しましたが、ポイントとしましては、先ほどの4事案が連続して発生したことから、リスクアセスメントを再点検しようということで、5月1日から6月7日までの間で995件の作業につきましてリスクの洗い出し、再認識を取って展開してまいりました。

特に、リスクの再確認をした中で、新たな見直しが必要な重要な事案は確認されませんでしたが、さらなる工夫を凝らした改善を行ったという状況です。

そのような展開も含めまして、7スライド目になりますが、2024年度の安全活動の振り返りです。

先ほどの一覧表において赤字で掲げました安全の重点活動としては、2項目ありました。安全行動の徹底に関する取組に現場KYとアフターKYまで含めまして、一連の安全管理強化を展開しました。その中では前年度、準備・片付け・移動といった災害が多かったので、それらの点を特に注力をしながら展開しました。結果、安全管理の強化を行ったことで、災害は準備・片付けについては減少したと評価しております。

また、パートナー企業と当社が一体となった安全活動の取組としましては、弊社と共同でパトロールや現場のMOを実施しまして現場の課題解決に取り組んでいるという状況で、安全管理、品質向上に寄与できると評価しています。

また、先ほど御説明しました作業点検につきましては、6月以降も作業点検のリスク管理、評価はしておるものの、先ほどの15件の作業災害が発生している状況が続いておりますので、引き続き作業点検の定着が必要と評価しております。

8スライド目に行きます。

先ほどの2024年度の災害を踏まえた安全活動の評価としましては、重点活動等を展開しまして、重篤な災害は減少傾向にあるのではないかと評価しておりますが、一方でまだまだ災害が発生しているということで、この作業点検のさらなる定着が必要だと認識をしております。

また、熱中症災害につきましては横ばいだったということではありますが、一定の成果があったのではないかと評価しました。

そういったことから、2025年度の安全活動計画は、重点活動を、先ほど説明したこの作業点検、リスクアセスメントの強化を実践していくということを、この一項目を愚直にやっていくという計画で展開してまいりたいと思っています。

また、作業中に違和感があった、計画どおりに作業できない、計画にはない変化、こういった場合には一旦立ち止まって作業点検をやり直す等、そういった際は一旦立ち止まるということも併せて推進していきたいと考えております。

また、熱中症災害につきましては、前年度をベースに今年度も展開する予定です。

9スライド目になりますが、作業点検の実践ということで、作業員さんも含めて1F全体では、この4つの行動をしっかりと実践するという共通認識を持って展開をしていきたいと思っています。

1つ目です。作業員の関係者全員が、この危険源（ハザード）を基に顕在化のシナリオ特定をしていこうということ。2つ目として、このリスクを評価した検討では、残存リスクも想定しながら適した防護措置を採用していこうということ。また、実際実施に当たりましては、日々作業直前に現場現物確認を行って、計画した段階と相違がある場合は確認をしていくということ。最後に、一旦立ち止まると、この4つを展開してまいりたいと考えています。

10スライド目になります。

こちらが、前年度から今年度に見直した安全活動計画の全体の一覧表になります。

赤字が重点、青字が追加見直しの項目になります。

11スライドにつきましては、見直した項目の熱中症対策も推進していきたいと考えております。

以降、参考資料となります。後ほど御確認いただければと思います。

資料2-1の御説明は以上となります。

○ 東京電力

それでは、資料2-2について、福島第二の野手から御説明させていただきます。

それでは、右上シート番号の1ページ目を御覧ください。

2024年度の災害発生状況になります。

左のグラフにあるとおり、2024年度は数が多い状況になっています。数が多い結果というのは、青いところが多いのですが、これは熱中症が4件出まして、そこがほかの年度と大きく変わっているところになります。

災害の内訳としては、その下にある青いボックスのうちのレ点の2行目で黄色くハッチングされていますが、熱中症は今言ったとおり4件と、挟まれ1件、飛来・落下1件、切れ・こすれ1件ということで、合計7件という結果になりました。

熱中症、挟まれ、飛来・落下については、これまでの本部会の資料の中にも御紹介していますが、最後の切れ・こすれについては、これは3月末に発生したもので、初めての御紹介になりますので、中身について触れさせていただきたいと思います。

右上シート8ページ目、お願いします。

こちらにあるとおり、発生日は3月27日ですが、2段目の中段、中ほどにある概要のところにあるとおり、センサーの補修作業をやっている中で、次の設備に徒歩で移動中に移動経路に設置されている電線管のサポートアングル（くの字）の上部に左足のすねのところにぶつけて負傷したというものです。それで出血したということなのですが、こちらは平地ではなく斜面になっているところで少しよろけて、サポートアングルに膝をぶつけたというものになります。

こちらについては、再発防止として、斜面ではなく平地を歩いて、斜面にいる際は一度平地に降りてから現場に向かうということを周知し、しっかりとみんなに共有しました。そもそもこのサポートアングルや、類似の危険な出っ張りの部分については、衝撃緩和材を取り付けるとしており、関連する現場の危険箇所について、このようなサポートアングルがあるような類似箇所を確認して対策を進めています。現在のところ、その類似箇所については衝撃緩和材を装着済みとなっています。

続いて、シート9をお願いします。

このように2024年度、今御説明させていただいたとおり、人身災害として飛来・落下、挟まり、切れ・こすれがそれぞれ1件ずつと、熱中症4件ということで、計7件発生しました。これはいずれも人身災害という、熱中症以外についてはリスク抽出の不足があったかなというところ です。

熱中症については、今から暑くなりますが、これまでの熱中症対策がありますし、4件発生したものの対策を取ってきていますので、その対策をしっかりやるというところと、重症災害に至らせないということで、経口補水液（OS-1）を現場のなるべく取りに行きやすいところに配備するなど、重症化を防ぐことを今年度も引き続きやっていきたいと考えています。

その今年度の取組をまとめたものがシート10になります。

今年度は、昨年度に続き災害発生件数ゼロを目標にするということで、昨年は熱中症が多かったということもあって、一番上に熱中症の防止対策の活動ということで、これまでの対策に加え、パートナー企業さんと課題・問題点がないかどうかということを確認しつつ、例えばなるべく冷やす、涼しくできるような状態をつくるためにどうすればいいかとかという点について御意見をもらいながら、できる限りのことをやっていきたいと思っています。

また、先ほど言ったリスク抽出のところについての訓練もやっていきます。

また、一般的に当然やらなくてはいけないこととして、3点目、法令作業ルールの遵守ということは徹底してまいりたいということで考えています。

福島第二からの説明は以上となります。

○ 議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。川本専門委員、お願いいたします。

○ 川本専門委員

中央労働災害防止協会の川本でございます。

今月の1日に労働安全衛生規則が改正されて、熱中症対策が強化されております。御存じだと思いますが、簡単に話しますと、WBGT28度以上、気温31度以上の環境下で作業する場合は、まず熱中症の自覚症状がある作業員や、また熱中症のおそれのある作業員を見つけた場合、その旨を報告する体制整備及び関係者への周知、それから熱中症のおそれのある労働者を把握した場合に、迅速かつ適切な判断が行われるように緊急連絡網や、緊急搬送先の連絡先、所在地、それから作業の離脱、身体冷却、医療機関への搬送、重篤化を防ぐための措置の手順、これらを作成して、それから関係作業員へ周知するというのが今月1日から施行されております。

法令対応ですので、ここの安全活動計画の部分に、第一も第二も明記されたほうがいいと思います。また、作業員への周知をしっかりといただけたらと思います。以上です。

○ 議長

回答やコメント、お願いいたします。

○ 東京電力

それでは、福島第二から回答させていただきますが、おっしゃるとおり、この中にはまだ反映できていないところはありますので、こちら持ち帰り、反映については中で検討してまいりたいと思います。当然のことながら、今おっしゃっていただいた内容は福島第一、第二ともに、

所内での関係者及び協力企業全体に周知しておりますし、必要な手順については、傷病人が発生した場合の手順だとかも定めて実施できるようにしております。計画の中の反映については、また社内で実施してまいりたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 川本専門委員

よろしくお願ひします。

○ 東京電力

引き続き、1 Fは古見から御回答いたします。

熱中症の法令改定につきましては、先ほどの労災隠し等で周知をしている安全衛生推進協議会で、法令改定の前からこういった内容に変わるということは、複数回周知活動をして、実際に現場で展開しているという状況です。

また、1 Fにつきましては、E R、救急救命室がありますので、基本的にはE Rに行つていただくことを基本的な考え方とし、各企業さんも救急体制については構築していただいて展開している状況です。

御意見としていただきました安全活動計画に入れ込むところにつきましては、法令等いろいろ改定があるものもありますので、御意見としていただきまして、弊社の中で検討させていただきたいと思ひます。以上となります。

○ 川本専門委員

よろしくお願ひします。

○ 議長

それでは、続きまして、田上専門委員お願ひいたします。

○ 田上専門委員

田上です。

1つ確認させていただきたいと思うのですが、この作業員さんたちの中には、外国人の方はいらっしゃるのでしょうか。なかなか事故の件数が減らないというのは、実は伝わっていない

可能性があるのじゃないかと一瞬思ってしまったしまして、そのあたりの状況を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長

よろしくお願いいたします。

○ 東京電力

御質問ありがとうございます。

今、外国籍の方がどのくらい働いているかというのは、今この場にデータはありませんが、感覚として、さほど多くないのではないかという状況です。世の中の一般的な作業現場に比べると、少ないのではないかという感覚ではいるのですが、数字的なものが今ありませんので、必要であれば確認をして別途提示という形になろうかと思います。

なお、今回の災害で被災をされている方で、外国籍の方はいらっしゃいません。以上です。

○ 議長

田上専門委員、追加での資料などは必要でしょうか。外国籍の方がどのくらいいらっしゃるかと。

○ 田上専門委員

いえ。私自身が特に専門ではないのですが、テレビ報道などにもありますように、外国籍の方が増えており、そのような方たちの事故の割合が日本人よりも少し高めであるということも知られております。もちろんこのような現場では特殊性が高く、恐らく日本人が多いだろうということは想定していたのですが、今後増えないとも限らないということもありますので、危険予知といいますか、そういう観点からすると、そういうところも気をつけて把握しておいたほうがいいかなと思いますが、今回特に人数を求めるものではないということです。以上です。

○ 議長

外国人の方への配慮なども引き続き対応していただきたいと思います。

○ 東京電力

承りました。

○ 議長

続きまして、兼本専門委員、お願いいたします。

○ 兼本専門委員

兼本です。

資料２－１の６ページの作業点検、昨年色々なニュースをにぎわすような不具合、失敗事例が頻発した結果を受けての作業点検だと思うのですが、995件のうちの675件が改善されたというようなことなのですが、具体的な中身をこういう場で紹介してもらわないと、件数だけでうまくいきましたよということだけでは心配の種がなくなるわけではないので、それを今日でなくて結構ですが、ぜひお願いしたいと思います。

こういう総点検のようなものというのは毎年やるわけにはいかないと思いますが、10年のオーダーで考えると必ず同じようなヒューマンエラーというものは起こると思いますので、その中身をもう少し、我々と県民も含めて、それから次世代の人も理解をした上で継承していかないといけないので、それが分かるような具体的な事例をぜひ紹介していただきたいと思います。

また、お願いですが、今後どれぐらいの頻度でこういう点検をやるかということについて、何か考えがあるようでしたらお教えてください。

○ 東京電力

御質問ありがとうございます。

具体的な事例につきましては、御提示できなくて申し訳ございませんでした。

まず、事例につきましては、今回の御質問で承ります。具体的な事例を例示するようなものは御用意があります。

○ 兼本専門委員

それで結構です。具体的な事例は一、二例でももちろんいいのですが、それとその改善点がある程度一般化して、今後の作業手順をつくるようなときの参考になるような知識としてまとめられれば、ぜひまとめていただいて、紹介してもらいたいと思います。これは今日というこ

とではありません。

○ 東京電力

2024年10月7日の本部会の中では、参考資料の主な取組として10スライド目で御紹介して、もう少し細かい資料も御提示をさせていただいて、既に御案内をしているところですが、今回の中では13スライド目、参考資料を御紹介いただけるとありがたいです。この作業点検については一過性にならないように、弊社の1Fの中のリスクアセスメントの手法として標準化して取り込んでおります。

よって、5月、6月では作業中だったものの件数ですが、それ以降に仕事が始まるものについては、全てこの作業点検のリスクアセスメントの手法を用いて、すべからくリスクアセスメントをやり始めていくと、そう理解をいただくとありがたいです。それで分かって標準化したと御理解をいただけると、イメージとしては正しいかなと思っています。

一方で、そのリスクアセスメントが期待どおりにその件名毎に機能しているかというところですが、今年が一番の弊社1Fで取り組んでいきたいところとして、定着化というところ、まさに今後起こってしまうであろうヒューマンエラーや災害などで、このリスクアセスメントの手法でうまく回ったかどうかというところ等を点検しながら、今後の1Fの中のリスクアセスメントをしっかり対応するような風土化に向けた取組を今年度展開しようと思っております。

○ 兼本専門委員

どうもありがとうございます。

その定着したかどうかという、効果がどう現れたかというところが一番気になりますので、今年の報告をまた期待しております。よろしくお願いします。

○ 東京電力

次回、今後の活動の中の御報告で、そういった活動を御紹介できればと思います。

○ 兼本専門委員

よろしくお願いします。

○ 東京電力

よろしくお願いいたします。

○ 議長

それでは、続きまして、村山専門委員、お願いいたします。

○ 村山専門委員

ありがとうございます。

前回欠席していたので、既にお話があったのかもしれませんが、今日の資料２－１の３ページで、昨年度の災害発生状況、熱中症除くというのが出ていて、昨年度は重傷１件、軽傷Ⅰが２件ということだったと思います。これは２年前は重傷がなかったわけで、今お話があったようなリスクアセスメントの全体的な展開とともに個別事例についてもしっかりと潰していくということが必要だと思うのですが、今日はそのお話がなかったので、例えば１５ページのところに個別のリストがありますが、重傷、軽傷についてどのように対応されているのかを伺えればと思います。

○ 東京電力

ありがとうございます。

１５スライド目でいきますと、ＮＯ．３、５月２３日に起こったコンクリートミキサー車のシュートの清掃時に昇降ステップを踏み外して股関節を負傷ということで、こちらにつきましては先ほどの作業点検を行って、その後再開した件名で重傷災害が発生しておりました。この作業点検の中で、そういった観点の中で確認しましたが、この昇降ステップについては、当日複数箇所コンクリートミキサー車を持ち込んでコンクリート打ちをするという作業等に急遽変更し、さらに１か所増やしてコンクリートを打つということになって、当初予定していた手すり付きの踏み台が設置されているものを必要分用意できず、脚立式のステップを用意して、この昇降ステップを使い、その中で作業員さんが降りる際に踏み外してしまったということです。作業点検の中で、現場の環境や条件が変わったら、再度リスクアセスメントの対応が必要だという教訓も、所内の中で協力企業さんも含めて紹介して、同じような災害が起こらないようにと御紹介しながら推進させていただいているところです。

今回の御報告の中に細かい件名ごとの御紹介がなくて申し訳ございませんが、実態としては

そういう活動をしております。

○ 村山専門委員

ありがとうございます。

そういう意味では、前のページに整理をしていただいている中では、3つ目の変化があった場合は必ず立ちどまると、これが一つのポイントになるのかなと思いますが、なかなかこれを現場で全てやるというのは難しいとは思いますが、できるだけこれを徹底していただく、具体的ところで進めていただきたいと思います。以上です。

○ 東京電力

御指導ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っています。継続して、立ち止まるということも推進してまいりたいと思っております。

○ 議長

続きまして、宍戸専門委員、お願いいたします。

○ 宍戸専門委員

宍戸です。

私は熱中症のことを質問したいです。2Fでも熱中症が出始めたことですし、今年の夏は結構一般の人でも熱中症が出るのじゃないかということで、気をつけなければいけないことだろうと思いますが、やはり熱中症もⅠ度とⅡ度で対応が違うのじゃないかと思うのです。Ⅰ度の段階で早く見つけて、Ⅱ度にならないようにということも重要なことなのかなという気がしていますので、その教育や情報共有について、このような場合は塩タブレットや水をまずは服用したほうがいいですよといった教育がどの程度なされているのか。特に2Fです。1Fは大分経験があると思うのですが、2Fはどのような対応をこれからするのか。外回りの仕事が増えている印象ですので、そこのところをどのようにするのか。

それから、もう一つは、1Fの場合は、熱中症が疑わしい際はERに行きなさいよと言い始めていますが、2Fはもし熱中症が出たときの流れをどのように捉えているのかというところが資料から見えにくいのです。どのように考えて、産業医の先生がいらっしゃるのか、その先生か看護師が最初にチェックするという体制を取っているのかどうか。あるいは、そういう流

れをどのようにするかということ、これからでもいいですから検討して、このように動きま
すよということをつくっていただければと思います。

それから、統計のところ、Ⅰ度とⅡ度でやっぱり違うので、熱中症のケースが増えてくる
ようでしたら、統計のところでもⅠ度はどのぐらいでⅡ度はどのぐらいかという、その点を
分けて統計を見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○ 東京電力

福島第二の野手です。御意見ありがとうございます。

福島第二は4件ありました。2024年度はすごく暑かったので結構多く出ていまして、シート
の3、4、5、6が熱中症の事例になります。シートの3の右上にあるとおり、シートの3の
件名は熱中症のⅡでした。シートの4は熱中症のⅠ、シートの5は熱中症の疑いということで、
Ⅰ度、Ⅱ度の記載はありません。シートの6については熱中症Ⅰでした。今年は、熱中症に気
をつけるぞということで、熱中症らしいということが分かったときに速やかに対処する、事後
対策をしっかりやろうと昨年度考えていました。それで、経口補水液をなるべく現場の近くに
配備する、熱中症になっていないかどうか、その現場を管理する人にきちんと顔色を確認する
よう伝える、そして、熱中症が疑わしい場合は事前に伝えてほしいという話を協力企業の皆さ
んに伝える、また、チェックシートで本日の体調はどうですかということを協力企業の皆さん
確認するようにしています。そういう形で、事前に確認する、あとは顔色を作業しながら確認
しつつ、体調が悪いときはなるべくすぐ手を挙げてもらい、近くの経口補水液をすぐに持って
きて飲ませるという対策を取って、熱中症はかなり低く軽度で抑えられたかなと思っています。

熱中症が生じたときについては、おっしゃるとおり産業医の方がいますので、その待機して
いるところに速やかに運んでといった体制整備とルールはしっかり定めています。今、具体的
にここでお示しすることができなくて申し訳ないのですが、そちらについてはマニュアル等で
整備されているところです。

そういう意味では、基本的には対策は整備していて、今年度もすごく暑くなるだろうという
ことは分かっています。気象庁からも発表が出ていますので、そこについては今年度も事後対
策をしっかりやっていこうということは協力企業の皆さんたちにも伝えており、暑熱順化をし
っかりやろうということを4月の中旬ぐらいから、頭の中に入れながら業務、外での作業を進
めてくださいということを繰り返し伝えているところです。

今年度も熱中症を未然に防止するということもありますが、発生した後も速やかに対処し

軽度で抑えるという点はやっていきたいと思います。

回答になっていますでしょうか。

○ 宍戸専門委員

ぜひきちんとやっていただければと思います。Ⅱ度の熱中症が出ましたよね。しかも外回りじゃなくて部屋の中で。それはなぜかということをきちっともう一回確認して、その点もうまくいくように考えていただければと思います。以上です。

○ 東京電力

ありがとうございます。これは、すごく暑い場所で空調が効かないようなところでC服を着て作業するということだったので、そこについてはどうするかというところで、風をどう送り込むかということを検討したりしていますので、おっしゃられたとおり、こういうところについてなるべく熱中症が出ない対策を事前に決めて進めていきたいと思います。

○ 宍戸専門委員

この作業は多分これからも続く作業だと思いますので、ぜひきちんと対策を考えていただければと思います。

○ 東京電力

はい、ありがとうございます。

○ 議長

それでは、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、次の議事（３）です。従事者の被ばく線量の全体概況及び被ばく線量管理状況についてと、議事（４）放射線防護上の不適合事例とその対策について、併せて東京電力から説明をお願いいたします。

○ 東京電力

それでは、福島第一より、野村から、まず資料３－１について御説明をさせていただきます。
１Fにおける従事者の被ばく線量全体概況です。こちら毎回御報告させていただいている資

料となっております。

右肩スライド1からスライド4までにつきましては、総実効線量、平均線量、最大線量、従事者の数を示しておりますが、いずれも昨年度と比較いたしまして大きな変動がない、同程度となっております。

続きまして、右上スライド5ですが、昨年度、2024年度1年間の外部の被ばく線量の線量分布となっております。御覧になって分かりますとおり、当社では1年間の上限値として20mSvと設定しておりますが、こちらを超える方はいなかったという状況です。

続きまして、スライド6です。こちらは今度、5年間の累積の外部被ばく線量となります。2021年4月1日を始期といたしますので、ちょうど4年が経過した段階の線表となっております。

こちら4年経過段階ですが、当社の上限值であります5年後80mSvを超える者はおらず、今後あと1年間でも80mSvを超えないよう今後管理していくというところです。

スライド7ですが、こちらは目の水晶体の2024年度の1年間での線量分布を示しております。記載のとおりで、最大線量が17.2mSvでした。よって、同じく18mSvの上限値を超える者はいなかったところです。

続いて、スライド8、同じく5年間の目の水晶体の累積等価線量の分布ですが、5年間での最大線量が65.66mSvということで、上限5年で80mSvに対して十分管理できている状況と考えております。

最後、スライド9につきましては、環境線量率の低下ということで、2024年度現在の状況を示す色の分布で示しております。2014年度と比較して十分に低下しているという認識でいるところです。

資料3-1は以上です。

続きまして、資料3-2の説明をさせていただきます。

高線量作業における被ばく低減対策ということで、スライド1をお願いいたします。

こちら毎回御報告させていただいておりますが、昨年度実施しましたALARA会議の対象となる件名の線量上位10件を記載しております。このうち太い枠線で示しておりますNO.4、5とNO.8、9における代表的な被ばく低減対策を御紹介させていただきます。

スライド2を御覧ください。

まず1つ目が、RCW系出口ヘッダ配管ガスパーズ業務の被ばく低減対策で、遠隔化による低減対策となっております。こちらは穿孔をする作業を遠隔で行うということで、少し分かり

づらいですが、右図のような形でリモートで穿孔作業を行ったところです。

続きまして、スライド3です。こちらの件名といたしましてはF P Cバイパスライン設置の工事における工法改善による被ばく低減ということで、記載しておりますとおり、もともとその配管と配管の接続は溶接工法が考えられたのですが、そこを溶接ではなくストラブカップリングと呼ばれる短時間で配管の接続ができる工法に切り換えて、作業時間の短縮を図ったものとなっております。

続きまして、スライド4ですが、同じくF P Cバイパスライン設置工事における揚重機使用による被ばく低減ということで、もともとリアクターの3階にその資機材を運搬する必要がありで、当初は人手でその資機材を持って運搬することを考えていたのですが、やはりその資機材を持つての移動ですと時間もかかるということで、別ルートに揚重機を置いて、揚重機を用いて1階から2階については資機材を上げて、2階からは人手で運ぶことで、高線量域での人手の移動時間を短縮させて被ばく低減を図ったという内容となっております。

続いて、スライド5ですが、H T I 北西ハッチ他ポンプ等移設工事ということで、H T I の地下階から吊り上げました線量の高い水中ポンプを現場に置いておく際に遮へいを施して、周囲への被ばく線量の低減を図ったものとなっております。

最後はスライド6ですが、原子炉建屋滞留水移送業務で、ポンプを投入する際に、右側に写真がありますが、台を設置いたしまして、その下が非常に線量が高くなっているところを、その台からポンプを下ろすことで、なるべく人が地下の高い線量により被ばくする状況を抑えております。

資料3－2の説明は以上となります。

○ 東京電力

続きまして、資料3－3、福島第二原子力発電所の放射線業務従事者数と線量状況について、福島第二の草野から御説明いたします。

まず、資料の1ページ目ですが、こちらは年度別の外部被ばく線量を示しております。

次の2ページ目は、年度別の外部被ばく線量の平均線量を示しております。

3ページ目は最大線量を示しております。

いずれも昨年度と比較しまして、ほぼ同程度で推移をしております。

続きまして、4ページ目につきましては年度別の放射線業務従事者数を示しております。こちらにつきましては、昨年度の同時期と比較しまして、若干ですが増加しております。

続きまして、5 ページ目は年度別の線量ランクごとの作業件数のグラフを示しておりますが、福島第二におきましては10mSvを超えるような高線量の作業はありません。

続きまして、6 ページ目ですが、2021年4月1日を始期とする5年間の実効線量を示しております。協力企業につきましては1.97mSv、社員につきましては0.59mSvという値で推移をしております。

7 ページにつきましては、これまで御説明した内容を表としてまとめたものです。

最後、8 ページ目につきましては、参考としまして、現場作業環境の線量、代表的な線量を示しております。

資料3-3の説明については以上です。

○ 東京電力

続きまして、資料3-4です。

福島第一、野村より御説明させていただきます。

1Fにおきます被ばく線量管理の概要について御説明をさせていただきます。

スライド1を御覧ください。

被ばく線量管理といいますと、大きく作業線量管理と個人線量管理の2つに大別されると考えております。

作業線量管理といたしましては、1Fにおいては総線量の高い作業については、ALARA会議と言われる会議体を催しまして、後ほど御説明しますが、工学的対策や管理的対策等のレビューを行い、線量の最適化を図っております。また、全ての放射線作業につきまして、計画線量や作業総線量をあらかじめ計画して、放射線管理計画と呼ばれるものを立案、作成し、これに基づき日々の作業管理を行っているという状況です。

また、個人線量管理といたしましては、今申し上げた作業管理で個人線量を管理しているのですが、1Fの場合、複数の作業にまたがって従事される作業員の方もいらっしゃいますので、こういった作業員の方一人一人の線量について日々確認を行っているところです。

また、1Fでは線量上限値20mSvを定めておりますので、これを超えないよう12mSvや18mSvにそれぞれ締めを設けて、これを超えるような場合に線量管理計画と呼ばれる個々人一人一人を管理する計画を立案して、これについて管理を行っているという状況です。

なお、昨年度につきましては、10mSvを超えた方が510名、18mSvを超えた方はゼロでした。

次のスライド2を御覧ください。

こちらにも一般的な被ばく低減対策の基本的な考え方ということで、左側に書いておりますとおり、上から順に被ばく線量の優先順位が高いものから書いております。まずは、被ばく線量の低い施工方法を採用するところから始まって、続いて工学的対策として、先ほど御紹介したような遠隔操作や遮へいの設置、また線源の除去を工事の設計段階で検討して実施します。

続いて、管理的対策として、工事を開始する段階になったところで、作業の手順や教育訓練、時間管理、低線量エリアを活用するといった対策を検討、実施していきます。

最終的に、作業開始段階で十分に対策を打って、それでも低減し切れないリスクについては、個人保護具を使用します。被ばく低減でいくと遮へいスーツや遮へいベスト着用を検討して、必要に応じて実施するという形で、被ばく低減対策を実施しているところです。

次、スライド3を御覧ください。

作業線量管理の概要は基本的に工事の実施部門が被ばく低減対策を立案して、それに基づいて実施していくのですが、要所要所で当社の放管部門がその内容をレビューするという形を取っております。先ほどから出ているALARA会議の中で、工事の設計段階や計画段階で、それぞれ工学的対策や管理的対策をレビューし、また実際の作業計画段階で、放射線管理計画書のレビューを行い、実際の現場状況の確認等も行いながら、被ばく低減を図るという形となっております。

ALARA会議の開催基準をスライド3の下に記載しておりますが、基本的には総線量が250人・mSvを超えるものや、個人線量が年間当たり10mSvを超えるような場合にALARA会議を開催してレビューを行っています。

スライド4ですが、個人線量管理です。冒頭申し上げたとおり、当初では1年間20mSvを上限值として管理しておりますが、まず12mSvを超える場合は、個人線量目標計画を作成して、それに基づき管理を行っております。また、仮に万が一18mSvに近づいてきて超えるおそれがある場合は、今度は発電所長の承認を得るということで、発電所長の参加するALARA会議にて、その妥当性等を審議するという形を取っております。

資料3-4についての説明は以上となります。

○ 東京電力

続きまして、資料3-5につきまして、東京電力の原子力保健安全センターの鈴木から御説明させていただきます。

原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針に基づく当社の管理・対応状況につきまして、御紹介いたします。

スライド1をお願いします。

本指針が定められました背景につきまして、簡単にまとめております。

福島第一の事故後、廃炉に向けて多くの労働者が作業に従事しております。これらの従事者に対する長期的な健康管理が必要であることを踏まえ、厚生労働省において平成23年に検討会が立ち上げられ、報告書が取りまとめられました。それを受けて、同年10月に指針が制定されております。

また、その後、平成27年に電離則の一部が改正されて、特例緊急作業に関する条項が追加されました。現在、平成28年から運用する指針が存在している状況になります。

そのため、現在、平成28年以降に運用されている指針の内容に基づく、当社の対応状況を御説明させていただきます。

スライド2は、指針で書かれております趣旨を示します。

対象となる作業につきましては、電離則第59条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する緊急作業、2つ目が電離則第7条の2第3項に定める特例緊急作業、こちらの作業に従事した方を対象に指針が取りまとめられてます。

スライド3、お願いいたします。

こういった方々のがん等晩発性の健康障害の発生が懸念されるとともに、緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消するため、適切な長期的健康管理を実施のためにこちらの指針が定められております。特に、緊急作業従事者の方々は離職した後もケアが必要というところが趣旨として書かれております。

続きまして、スライド4になります。

長期的健康管理のための取組です。まず事業所内の体制確立として、当社では安全衛生委員会、衛生管理者、産業医、保健師等による事業場内の管理体制を確立しております。また、健康診断等の適切な実施として、一般健康診断、電離健康診断等を実施しております。

協力企業におきましても、各社の規模に応じて適切に設置、対応している状況になっております。

続きまして、スライド5になります。

がん検診等の実施につきましては、指針では緊急作業に従事した間の被ばく線量、実効線量が年50mSvを超えた者に対して白内障検診を年1回、さらに100mSvを超える者に対して

がん検診等を年1回、甲状腺の検査は3年から5年に1回実施するように定められています。

それに対しまして、当社で実施しております検診につきましては、下の黄色い枠に書かれているとおりです。白内障検査及びがん検診等については、本指針の対象者に加えて、特定高線量作業に従事した当社社員にも対象を拡大しております。

がん検診等につきましては、協力企業の作業の方々も含め、実効線量が50mSvを超える方を対象に拡大をしております。

さらに、甲状腺の等価線量が100mSvを超える方に対して、頸部の超音波検査を追加的に実施している状況です。

詳細をまとめたものが、スライド6になっております。こちらにつきましては御確認いただければと考えております。

続きまして、スライド7になります。

健康指導等につきましては、保健指導と健康相談を実施しております。

保健指導につきましては、健康診断受診結果に基づいて実施をしております。

健康相談につきましては、当社の本社に相談窓口を開設しておりまして、相談を承っている状況です。また、電話とかメールにより相談も承っている状況です。内容に応じまして、専門医と連携し、面談の実施等を調整しております。

続きまして、スライド8をお願いします。

ストレスチェックです。こちらは各会社で実施していただく内容ですが、当社におきましては全社員を対象としたストレスチェックを年1回実施しております。ストレス状態が高いと判定された社員に対しては面談指導を行っております。また、個人の情報の保護ですが、要配慮個人情報としての取扱いを実施しております。

続きまして、スライド9になります。

こちらは中長期的な線量管理の内容になります。

事故発生時を含む線量管理期間の次の線量管理期間以降の放射線管理です。実効線量といたしましては、5年間の区切りで管理を行っている状況です。事故当時、線量限度を超える方もいらっしゃいましたが、生涯線量1Svの考えに基づきまして、これまでに受けた累積線量を減じた形で、残りの線量を5年ごとにどのように管理していくかというところで定められております。

指針に基づきまして、当社では、法令要求となります5年100mSvを超えないよう被ばく限度を個別に設定しまして、緊急作業従事者の被ばく限度を個人線量管理システムによって管

理をしております。

被ばく限度の算出につきましては、こちらで示すような算出式を用いまして、5年間で100 mSvで管理すればいいのか、あるいは100mSv以下で管理しなければならないのかという点を個別に計算して、個々人に対して線量管理を行っているところです。

続きまして、スライドの10になります。

事故発生時を含む線量管理期間内での通常被ばく適用作業での放射線管理でして、指針では事故発生時を含む線量管理期間内に緊急被ばく線量と通常被ばく線量を合算した線量が、通常の被ばく限度である5年100mSvを超える緊急作業従事者について、原子力施設の安全な運転等を担保するために必要不可欠な要員に限り、追加的に年間5mSvを超えない範囲で通常の放射線業務に従事させることができるということが示されております。

当社と協力企業の運用ですが、今後、福島第一原子力発電所事故と同様な事故が発生し、事故が発生した線量管理期間内の被ばく線量が100mSvを超える緊急作業者を対象に、事故が発生した線量管理期間内において年間5mSvを超えない範囲で、通常の放射線業務に従事することができるよう、個人線量管理システムによる管理体制を整備しております。

なお、平成23年当時の事故を起点といたしました平成23年から平成27年度の5年間に置きまして被ばく線量が100mSvを超えた緊急作業従事者の方々への対応といたしましては、厚生労働省の指導に基づきまして、放射線業務従事者の解除を実施しております。

次の線量管理期間となります2016年度以降につきましては、御本人の希望がある場合には、先ほどスライド9で御説明しましたように算出式を用いまして被ばく限度を設定しまして、放射線業務に再従事しているという状況です。

続きまして、スライド11になります。

緊急作業従事者等のデータベースの整備ということで、緊急作業従事者等を緊急作業または放射線業務に従事させる事業者は、健康診断の結果ですとか、線量の報告書を国に報告することが指針に定められておりまして、電離則の規定に基づき、当社はこれらを国に提出、報告している状況です。

続いて、スライド12の要求事項につきましては、国が主導して対応しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、スライド13になります。

緊急作業従事者等を新たに放射線業務に従事させる場合の措置といたしましては、健康診断結果の国への報告、指定緊急作業等時の被ばく線量に応じたがん検診などにつきまして、必要

な措置につきましては指針に基づいて実施している状況です。

続きまして、スライド14、こちらは国が行う必要な援助です。国が主導して対応を実施するものになりますが、こちらにつきましては御覧のとおりになります。

資料3の説明は以上になります。

○ 議長

すみません。もし可能であればポイントを説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○ 東京電力

続きまして、1 F 野村より、資料4－1につきまして、放射線防護上の不適合事例について御説明させていただきます。

スライド1はまとめですので説明は割愛させていただきます。

スライド2を御覧ください。

1 件目ですが、こちら免震重要棟に一般服での出入口にもかかわらずG装備で入室してしまったものです。事象は今申し上げたとおりでして、当社社員が、そこから入ってはいけないことに気づかず誤って入ってしまったものとなっております。

対策といたしましては、右側に記載しておりますとおり、こういった事象があったということとを全所員全従事者が受ける振る舞い教育の資料に反映させたことと、今回その事象が起きた場所に、G装備での通行不可というものを設置し、表示したというものとなっております。

続いて、スライド3を御覧ください。

2 件目は、管理対象区域内における水分摂取です。

当社の委託員の方が構内循環バスに乗車した際に、携行していたペットボトルを摂取することが駄目だと分かっていたのですが、無意識のうちに飲水してしまったものです。

こちらの対策ですが、事象が起きてすぐ、社内のイントラや放連会（放射線安全推進連絡会）と呼ばれる放射線責任者の方が集まる会議の中で、事象を紹介し、注意喚起を行っており、こういった飲水をして駄目だと分かっていたものの、無意識で飲んでしまうということは起こり得るということ強調した上で、同じく振る舞い教育の資料に反映しております。

3 点目は、実際にバスに乗る場所で飲水は駄目であることを注意喚起する音声ガイドの機器を設置したことです。

資料の説明は以上となります。

○ 東京電力

続きまして、資料４－２ですが、福島第二におきましては、2024年度以降に発生した放射線防護に係る不適合はありません。

説明は以上です。

○ 議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。それでは、大越専門委員、お願いいたします。

○ 大越専門委員

大越です。どうも御説明ありがとうございました。

すみません、時間がないと思いますので簡単に質問をさせていただきますと、資料３－１で、5年当たり80mSvの上限で管理と示されています。この管理自体はいいと思うのですが、実際その80mSvに近くなってきた場合には、管理方法として、その方には業務従事者を解除しているのか、あるいは職場配置転換を行っているのか、具体的な管理の方法について、教えていただければと思います。

2点目は、資料３－４の作業線量管理で、被ばく低減のためにいろいろ検討されているということですが、どうしても被ばく低減のために物理的、工学的な対応をするとすると、コスト的なものが発生してくると思うのですが、そのコストの妥当性、被ばく低減とコストのバランスです。まさしく最適化と書かれているのですが、コストの妥当性についてもALARA会議の場で議論しているのでしょうか。その点を教えていただければと思います。

最後に、福島第一の不適合ですが、水分の摂取ということで、この作業員の方はペットボトルを持ち込める場所で作業をされていたということなののでしょうか。通常であれば持ち込めないと思うのですが、その点について教えてください。

すみません、以上になります。

○ 東京電力

福島第一から野村より、3点について御回答させていただきます。

まず、1点目の測定値80mSvに近づいてきた作業員の方です。基本的に幾つか取り得る選択肢はあるのですが、おっしゃっていただいたように入域制限するとか、配置転換とか、あるいは低線量の場所で業務をしていただくとか、その人やその企業さんの状況に応じて80mSvを超えないよう作業や対応していただいている状況となります。

あと、2点目は何でしたでしょうか。

○ 大越専門委員

追加コスト的なものと線量低減のバランスです。

○ 東京電力

失礼しました。すみません。コストの妥当性につきましてもALARA会議の中で確認させていただいております。おっしゃるとおり、コストを無上限に対策というのはなかなかできず、どうしてもコストと線量低減の効果のバランスを見るという観点で内容について確認をさせていただいているところです。

3点目が、ペットボトルの持参につきましては、1F構内の中に休憩所というものが幾つかありまして、そこに作業員さんがペットボトルや食べ物を持ち込んで食事等をするケースがあります。今回起きたものは、その休憩所から入退域管理棟に戻ってくる際のバスの中での飲水でして、どうしてもペットボトルを持っている場合があるというところです。

回答は以上となります。

○ 大越専門委員

ありがとうございます。

1点目については、東電の社員さんの場合は配置転換、業務内容の変更で済むと思うのですが、請負の方々ですと、どうしても雇用との関係もあるので、そこはうまくやっていただければというところです。

3点目については、休憩所には飲み物をあらかじめ準備しておいて持ち出さないようにするなど、そういった別途の対策も考えてもいいかなと思いました。

すみません、以上です。

○ 東京電力

ありがとうございます。

○ 議長

そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は長時間にわたって御議論いただきまして、ありがとうございました。

労働環境の改善につきましては、現在の取組で継続すべきものについては継続していただき、改善すべきものは改善しながら、よりよい環境をつくっていただきたいと思います。また、現場の声を反映しながら、事故やトラブルの未然防止にさらに取り組むようお願いいたします。

また、昨年度は労災隠しが発覚したところですが、元請企業のみならず、下請け企業も含めた全ての協力企業に対する注意喚起を徹底するよう、お願いいたします。

次に、被ばく管理につきましては、福島第一原発におきましては、今後も高線量下での作業が続くことになります。一昨日の廃炉安全監視協議会では、2号機の2回目の燃料デブリの試験的取り出しに向けて、現場の状況を再現した習熟訓練を繰り返して、作業員の被ばく低減を図ったとの報告を受けているところですが、そういった優良事例を水平展開するなど、作業員の被ばく線量のさらなる低減に取り組んでいただきますとともに、議論の中にもありましたが、例年気温が高い状況にありますので、熱中症はもちろんです、その他作業員の方の長期的な健康管理を継続していただければと思います。

また、本日御出席の福島労働局の皆さんはもちろんです、原子力規制庁、経済産業省の皆様におかれましても、引き続き東京電力に対する指導監督をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

県といたしましても、引き続き東京電力の廃炉作業における作業員の安全確保に向けた取組を確認してまいります。

本日はお忙しい中、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

○ 事務局

それでは、以上をもちまして、本日の労働者安全衛生対策部会を終了いたします。

追加で御質問等がありましたら、6月13日金曜日までに事務局まで電子メールでお知らせください。

本日はお忙しい中、長時間御出席いただきまして、ありがとうございました。